



東弁協叢書

『**弁護士の周辺学**』

—実務のための**税務・会計・登記・戸籍の基礎知識**—

高中正彦, 市川充, 堀川裕美, 西田弥代, 関理秀 編著  
ぎょうせい 3,000 円(本体)

中央大学法科大学院教授  
第一東京弁護士会会員

**加藤 新太郎** (27 期)

弁護士であるあなたは、次の命題の正否を即答することができるか。①税理士に確定申告手続を依頼する契約には印紙の貼付が必要であるが、税務相談をするだけの契約には不要である(49頁)。②相続登記では登記済証・登記識別情報は不要である(97頁)。③相続人調査で、戸籍は判明しているが住所が分からない人については、戸籍の附票を取り寄せれば住所が判明する(145頁)。④取引相場のない株式の評価をする場合には、大会社は類似業種比準法、中会社は類似業種比準法と純資産法の併用法、小会社は純資産法で評価するのが原則的な方法である(207頁)。

法科大学院のゼミ生に尋ねてみたが、お手上げであった。しかし、彼らは恥ずかしいと思う必要はない。いずれも、法律学の周辺の問題だからである。これに対して、弁護士は、これが分からなければ、自分で調べるか、誰かに教えてもらうことになる。いずれにしても、そこで仕事が滞るが、誤りなく実務をこなすためには、この正否が分からなければならないからだ。つまり、周辺であっても、税務・会計・登記・戸籍は弁護士のテリトリーなのである。

弁護士が業務を適切に行うことは専門職としてあまりにも当然であるが、陥穽は実際に至る所にある。「すべきことをしないで、すべきでないことをしてしまう」のが過誤であるが、それには、①単純ミス(ケアレスミス)型、②知識不足・技能不足型、③不誠実型の3類型がある。過誤対策はもちろんある。①③は執務姿勢・執務体制の問題でもあり、対策も属人的要素が強くなるが、②は、「上を見ればキリがなく、下を見ればアトが

ない」と心得て、OJTで知識を補い、技能向上に努めるという普遍的な対策をとればよい。つまり、「法令・法律事務の精通」(弁護士法2条)こそは、知識不足・技能不足型過誤に対する最適解なのである。過誤対応のみならず、執務のクオリティ(あるいは自己のセールスポイント)を決定するコアでもある。

しかし、「法令・法律事務の精通」といわれても、何をしたらよいものか、真面目な若手弁護士は困惑する。どうしたらよいか。本書こそは、この切実な悩みを抱える若手弁護士に対する「かけがえのないギフト」である。弁護士が備えるべき汎用性ある知識として、税務(第1章)、登記(第2章)、戸籍(第3章)、公正証書(第4章)、会計、不動産・株式評価、社会保険(第5章)を、懇切に語ってくれるのである。慈愛に満ちたボス弁のように、少し得意な気持ちを悟られないよう腐心しながら「これ知ってる」と教えてくれる気のない兄弁、姉弁のように。それでは、本書は、中堅・ベテラン弁護士には無縁のものか。そうではない。なぜか。実は、本書の提供するインフォメーションが「今さら聞けないもの」揃いであるからだ。こっそり紐解くのがよい。

執筆陣のうち、高中正彦弁護士と市川充弁護士はボス弁世代、堀川裕美・西田弥代・関理秀の三弁護士は兄弁、姉弁世代だ。このバランスにより、本書が絶妙のハーモニーを奏でている。高中・市川、両弁護士にとっては、東弁協叢書最大のベストセラー『弁護士の失敗学』に続くヒット作になった。老いも若きも、座右に備えたい1冊である。